

令和 2 年第 1 回東松島市議会定例会議案一覧

会期：令和 2 年 2 月 13 日～3 月 5 日まで（21 日間）

I 提出議案 項目別一覧

- 1 人事案件〔 1 件〕…教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 2 条例議案〔2 2 件〕…新規制定〔 1 件〕、一部改正〔2 1 件〕
- 3 その他の議案〔 4 件〕
 - ・東松島市流域関連公共下水道野蒜雨水ポンプ場の復興交付金事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
 - ・東松島市営住宅等の指定管理者の指定について
 - ・市町の境界変更について
 - ・境界変更に伴う財産処分協議について
- 4 予算議案〔 6 件〕
 - ・令和 2 年度東松島市一般会計予算について
 - ・令和 2 年度東松島市国民健康保険特別会計予算について
 - ・令和 2 年度東松島市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ・令和 2 年度東松島市介護保険特別会計予算について
 - ・令和 2 年度東松島市大曲浜地区土地区画整理事業特別会計予算について
 - ・令和 2 年度下水道事業会計予算について

II 項目別概要

1 人事案件〔 1 件〕

(議案〔 1 件〕)

議案第 2 号 教育委員の選任につき同意を求めることについて**【提案理由】**

令和 2 年 5 月 20 日に任期満了となる教育委員（木村和彦氏）の再任について、議会の同意を求めるものです。

2 条例議案〔2 2 件〕

(新規制定〔1 件〕)

(一部改正〔2 1 件〕)

議案第 3 号 東松島市附属機関設置条例について**議案第 4 号 東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について****【改正内容】**

審議会その他の合議制の機関については、国の方針により条例で定めることされている審議会その他の合議制の機関について既に条例で設置している機関とともに個別の条例ごとではなく、附属機関設置条例として一元的に管理することが各附属機関の設置根拠等の明確化を図る上でも適当なことから東松島市附属機関設置条例を制定するものです。

併せて、各附属機関の構成員については、報酬の支払いが生じる非常勤特別職に当たることから、各附属機関の委員等に係る報酬額を一元的に提示するため東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年東松島市条例第 37 号)を改正するものです。

新規制定条例の概要

- (1) 趣旨 … 第 1 条
- (2) 設置 … 第 2 条
- (3) 委員の委嘱等 … 第 3 条

- (4) 特別委員等 … 第4条
- (5) 部会 … 第5条
- (6) 秘密保持義務 … 第6条
- (7) 委任 … 第7条

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第5号 地方自治法第96条第2項の規定による東松島市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

市が定める基本的な取組に関する宣言文について、広く市民の理解を得るため、市民の代表である議会の議決をもって定めたいことから、地方自治法第96条第2項に規定する普通地方公共団体の議会の議決に付すべき事件として規定するため、改正を行うものです。

〈公布の日から施行〉

議案第6号 東松島市部設置条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

市民への分かりやすい組織体制の実現、きめ細かな市民サービスの推進、業務の効果的・効率的運営を図るため、本市の組織機構改革の見直しの一環として本市の重要施策である地方創生・SDGsに関する事務について、市総合計画等と連動した事業推進を行うため、総務部から復興政策部に所管を移し、条例上でも事務分掌に明記するほか、震災に関連する事務の整理などを行うものです。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第7号 東松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

組織の改編に合わせて、「課長補佐職」、「係長職」を導入し、職務の級に課長補佐職及び係長職を位置付けるなど、所要の改正を行うものであります。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第8号 東松島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

本市職員の住居に係る移転料を国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて一部改正を行うものです。この移転料については、引越代に当たり、距離区分等に応じて定額支給するものであり、派遣職員の帰任旅費及び赴任旅費として算定し支給するものであります。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第9号 東松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年12月23日に施行され、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が改正されたことから、当該法律を引用する規定について、所要の改正を行うものです。

〈公布の日から施行〉

議案第 10号 東松島市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）が令和元年5月15日に施行され、選挙公報の掲載文を電子データにより提出することが可能となったことから、本市の議会の議員及び長の選挙においても同様の取扱いとするため所要の改正を行うものです。

〈公布の日から施行〉

議案第 11号 東松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

令和元年10月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）が公布され、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準については令和2年4月1日以降、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第 12号 東松島市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

現在、応急プレハブ仮設で運営している大塩小学校の放課後児童クラブの位置について、大塩市民センターに隣接した市有地内に新築整備しており、その整備が今般完了することから位置の変更について所要の改正を行うものです。

〈公布の日から施行〉

議案第 13号 東松島市漁港管理条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

水産庁において漁港施設の有効利用に係る規制緩和が検討され、漁港の有効活用を更に推進するため、漁港施設の占用許可の期間を最長3年から最長10年に延長する模範漁港管理規程例の改正が行われたことから、これに準じ、市が管理する漁港も同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものであり、あわせて、漁港を占用しようとする者のうち暴力団員等の排除について規定するほか文言の整理を行うものです。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第 14号 東松島市道路占用料等条例の一部を改正する条例について

議案第 15号 東松島市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 16号 東松島市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 17号 東松島市公共物管理条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第112号）が公布され、令和2年4月1日から施行されることを受け、改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表に準じて道路占用料等の単価を改定するほか、令和元年10月の消費税率の改定に伴い、道路法施行令において一部の国道における占用料について、占用期間が1月未満のもの消費税の課税に係る規定が改正されたことから、これに準じて所要の改正を行うものです。

〈令和2年4月1日から施行〉

議案第 18 号 東松島市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

道路構造令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 157 号）が平成 31 年 4 月 19 日に公布、同年 4 月 25 日に施行され、自転車通行帯に係る規定の新設及び自転車道に係る規定の改正がされたことを受け、本条例においても所要の改正を行い、今後道路を新設及び改修する場合における市道の構造の技術的基準等を定めるものです。

〈公布の日から施行〉

議案第 19 号 東松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号。以下「改正民法」という。）が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行される改正民法においては、新たな賃貸借契約において保証人を求める場合、保証人が保証する極度額（負担金額の限度額）を定めなければ効力を生じないこととされたほか、賃貸借終了時に関する規定が明確化されております。

この施行に伴い、国土交通省において平成 30 年 3 月に公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定が削除されているものの、本市においては連帯保証人に求める役割を考慮し、保証人に関する規定等について、所要の改正を行うものです。

〈令和 2 年 4 月 1 日から施行〉

議案第 20 号 東松島市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

公共下水道のポンプ場である、野蒜第三雨水ポンプ場について、日本下水道事業団との年度実施協定に基づき、施設の引き渡しを受け、令和 2 年度に稼働を予定していることから、名称及び位置を追加するものです。

〈令和 2 年 4 月 1 日から施行〉

議案第 21 号 東松島市消防団条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

消防団員の確保に向け、消防団員による啓発活動や消防後援会等による勧誘等を行ってまいりましたが、基本消防団員のさらなる確保と士気高揚を図るため、報酬及び手当の改正を行うものです。

〈令和 2 年 4 月 1 日から施行〉

議案第 22 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【改正内容】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、関係条例の改正を行うものです。改正する条例については、以下のとおりとなります。

- (1) 東松島市職員定数条例（平成 17 年東松島市条例第 25 号）
- (2) 東松島市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年東松島市条例第 30 号）
- (3) 東松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年東松島市条例第 32 号）
- (4) 東松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年東松島市条例第 34 号）

〈令和 2 年 4 月 1 日から施行〉

議案第 23 号 東松島市交通安全指導隊条例を廃止する条例について

議案第 24 号 東松島市防犯実働隊条例を廃止する条例について

【改正内容】

平成 29 年 5 月 17 日付けで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が公布され、特別職非常勤職員は「専門的な知識又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う職」と規定されたことから、交通安全指導隊及び防犯実働隊については、特別職非常勤職員に該当しない旨の取扱いが先般総務省から示されたことを受け、県内の各自治体と同様、特別職非常勤職員に位置付けないこととするため、本条例を廃止するものです。

〈令和 2 年 4 月 1 日から施行〉

3 その他の議案〔4 件〕

議案第 25 号 東松島市流域関連公共下水道野蒜雨水ポンプ場の復興交付金事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

【提案理由】

本事業については、野蒜第三排水区における雨水ポンプ場の建設を復興交付金事業により行うものであり、このほど工事発注が完了し、所要額が確定したことに伴い、変更基本協定の締結を行うものです。

協定金額 26 億 3,700 万円 → 20 億 6,300 万円
(－5 億 7,400 万円)

議案第 26 号 東松島市営住宅等の指定管理者の指定について

【提案理由】

市営住宅及び共同施設等の管理については、平成 26 年度から開始した管理代行の期間が令和 3 年 3 月 31 日に満了となることから、今後の管理については、指定管理者制度を活用した管理運営に移行するため、東松島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 17 年東松島市条例第 12 号）第 2 条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募した結果、1 者から申し込みがあり、東松島市指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、一般社団法人東松島みらいとし機構を指定管理者とするため提案するものです。

指定期間：令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（4 年間 9 か月）

議案第 27 号 市町の境界変更について

議案第 28 号 境界変更に伴う財産処分の協議について

【提案理由】

平成 30 年第 2 回定例会で可決された「議案第 81 号 市町の境界変更について」及び「議案第 82 号 境界変更に伴う財産処分の協議について」に関して、同議案可決後、総務大臣において平成 31 年 1 月 31 日の官報に掲載し、平成 31 年 2 月 1 日から新たな市町界の効力が発生していましたが、宮城県が換地処分の手続きを行っていたところ、市町界で生じた土地の分筆登記が行われておらず、市町界変更図面と公図に相違していることが令和元年 5 月に判明したため、改めて提案するものです。

4 予算議案〔6 件〕

別 途

令和2年度 当初予算の概要

1 各種会計予算総括表

会計区分	2年度予算額 (A)	元年度予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	増減率 (A-B)/(B)
一般会計	27,477,500	33,579,000	▲ 6,101,500	▲ 18.2
特別会計	8,313,423	8,305,895	7,528	0.1
内 国民健康保険	4,503,147	4,431,573	71,574	1.6
後期高齢者医療	395,442	360,792	34,650	9.6
介護保険	3,257,439	3,245,030	12,409	0.4
大曲浜地区土地区画整理事業	157,395	268,500	▲ 111,105	▲ 41.4
下水道事業会計	3,583,074	7,083,598	▲ 3,500,524	▲ 49.4
内 公共下水道事業	3,276,621	6,950,694	▲ 3,674,073	▲ 52.9
農業集落排水事業	229,550	124,542	105,008	84.3
漁業集落排水事業	76,903	8,362	68,541	819.7
合計	39,373,997	48,968,493	▲ 9,594,496	▲ 19.6

※ 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の各会計は、令和2年度より下水道事業会計として、公営企業会計へ移行します。なお、公営企業会計予算は、歳入歳出予算額が一致しないため、歳出予算額での比較としています。

2 一般会計の主な内容

東日本大震災から10年目を迎え、国では昨年12月に「復興の基本方針」について閣議決定し、その中で宮城県内に係る事業について復興・創生期間後も、当面5年間所要の手当てをするとの方針決定をしています。また、公共インフラ等のハード事業については、やむを得ない事情により令和2年度末までに完了しない一部の事業について、事業継続を認め、被災された方々の「心の復興」に係るソフト事業については、事業進捗に応じた支援を継続することとしました。

本市としても、ハード整備に係る整備に係る事業については、令和2年度末までの復興完結に向けた予算編成をしているほか、子育て環境及び教育環境の充実・整備、産業振興、防災力強化、福祉に係る予算を計上した編成となっています。

復興まちづくりへの対応としては、移転跡地(移転元地)土地利用事業費(672百万円)を計上し、防災・減災による災害に強いまちづくりの対応として、避難道路整備事業費(136百万円)を計上しているほか、被災者の心のケアの継続的な対応として被災者サポートセンター事業費(71百万円)を計上しています。

公共施設の復旧・再建への対応としては、潜ヶ浦防砂堤災害復旧等に係る漁港施設災害復旧事業費(27百万円)、鳴瀬桜華小学校の新築移転に係る小学校災害移転復旧事業費(1,743百万円)、奥松島運動公園の復旧工事に係る社会体育施設移転整備事業費(20百万円)を計上しています。

また、復旧・復興以外の通常分については、子育て支援に係る環境整備として放課後児童保育施設整備事業費(213百万円)を計上し、地域防災力の充実と強化を図るため東松島消防庁舎の移転に係る消防署整備事業費(601百万円)を計上し、教育環境整備のため、学校施設整備事業費(小学校633百万円、中学校21百万円)、学校情報化推進事業費(95百万円)を計上しています。

一般会計予算の通常・震災内訳・・ 令和2年度 通常分18,450百万円、震災分 9,027百万円
平成31年度 通常分18,701百万円、震災分14,878百万円

【歳 出】

千円 予算頁

● 1款 議会費 175,938 33

● 2款 総務費	5,286,911	34
	多目的交通システム（デマンドバス）調整事業	59,782	40
	定住化促進事業	34,432	40
	協働のまちづくり推進事業	157,467	44
	地区センター管理運営事業（建築）	113,723	45
	ふるさと納税推進事業	234,512	46
	震災伝承館改修事業	27,654	50
	被災者サポートセンター事業	71,894	51
	指定統計調査事業（国勢調査費）	20,951	60
● 3款 民生費	5,832,373	60
	子ども医療費助成事業	190,536	69
	私立認可保育園運営費助成事業	244,727	72
	放課後児童保育事業	137,727	72
	放課後児童保育施設整備（建築）事業 （鳴瀬桜華小：新築工事、赤井南小：増築工事外）	213,208	73
	生活保護事業（扶助費）	601,370	74
● 4款 衛生費	1,152,029	75
	地域医療体制安定確保事業	137,161	76
	予防接種事業	136,772	77
	健康増進センター運営事業	66,923	80
● 5款 労働費	18,070	85
● 6款 農林水産業費	1,079,164	85
	ほ場整備促進事業	149,009	90
	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	37,203	92
	移転元地畑地造成事業	19,720	92
	漁港施設整備事業	102,410	95
	漁港海岸保全事業	130,094	95
	漁港施設機能強化事業	90,375	95
● 7款 商工費	455,102	96
	観光イベント支援事業（基地イベント（航空祭）、東松島夏まつり助成ほか）	12,300	98
	宮城オルレ事業（コース管理費、コースリーフレット作成経費外）	3,930	98
	企業誘致推進事業	12,554	99
	観光交流人口創出事業（奥松島船舶離発着施設工事外）	119,076	100
● 8款 土木費	5,477,277	101
	道路新設改良事業（社会資本整備総合交付金）	525,700	104
	道路新設改良事業（防衛9条事業）	111,500	104
	避難道路整備事業	136,500	105
	並木街路維持管理事業（屋根付き自転車置き場設置工事外）	86,284	106
	防災集団移転促進事業（対象用地買収）	387,793	108

移転跡地(移転元)土地利用事業(東名コミュニティ広場整備工事外)	672,480	109
移転跡地(移転元)土地利用事業(政策事業)	10,620	109
(令和の果樹試験栽培管理、果樹植栽業務委託外)		
災害公営住宅整備事業(小野駅前南集会所建設工事)	32,087	111
● 9款 消防費	1,556,532	112
東松島消防署整備事業(建築)	521,924	113
●10款 教育費	3,013,930	116
学力向上推進事業	6,279	118
いじめ・不登校対策事業	4,674	119
小学校情報化推進事業(ICT教育環境整備:赤井南小、鳴瀬桜華小)	95,810	122
小学校施設維持管理事業(建築)(矢本東小プール改築)	148,025	125
小学校施設整備事業(建築)(赤井南小学校防音工事)	633,415	125
中学校施設整備事業(矢本一中校庭拡張工事測量設計業務委託外)	21,973	128
オリンピック・パラリンピックホストタウン事業(デンマーク学生交流外)	8,901	141
●11款 公債費	1,548,564	143
●12款 災害復旧費	1,851,610	144
漁港施設災害復旧事業	27,500	144
小学校災害移転復旧事業(浜市小(鳴瀬桜華小))	1,743,247	144
社会体育施設移転整備事業(奥松島運動公園)	20,000	145
●13款 予備費	30,000	146
【歳入】		千円 予算頁
● 1款 市 税	3,800,923	12
市民税(個人 1,659,494、法人 170,919)	1,830,413	12
固定資産税	1,550,301	12
●2款 地方譲与税・各種交付金	1,252,023	13
～10款 ・地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、	1,252,023	13
12款 法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金		
●11款 地方交付税	8,022,897	15
普通交付税	4,671,219	15
震災復興特別交付税	2,739,689	15
●13款 分担金及び負担金	86,819	15
保育所保護者負担金(現年、過年度分)	60,988	15

●14款 使用料及び手数料	335,740	16
市営住宅使用料	278,691	17
●15款 国庫支出金	4,635,601	18
生活保護費負担金	451,027	19
小学校施設災害復旧費負担金	564,600	19
子ども・子育て支援整備交付金	126,572	19
子どものための教育・保育給付交付金	152,909	19
社会資本整備総合交付金	371,395	20
防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	332,388	20
防衛施設周辺防音事業補助金	203,361	20
社会体育施設災害復旧費補助金	659,180	21
●16款 県支出金	1,517,646	22
宮城県被災者支援総合交付金	71,894	22
被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業費補助金	42,660	23
農業経営高度化支援事業補助金	90,766	23
漁港災害復旧事業費補助金	27,307	24
●17款 財産収入	94,319	25
土地売払収入	25,436	26
●18款 寄附金	400,000	26
ふるさと納税寄附金	400,000	26
●19款 繰入金	4,985,795	26
財政調整基金繰入金	316,099	26
ふるさと基金繰入金	549,231	26
公共施設整備及び大規模改修基金	328,793	27
東日本大震災復興交付金事業基金繰入金	3,151,404	27
東日本大震災復興基金繰入金	163,397	27
防災基金	240,358	27
市営住宅基金繰入金	87,789	27
●20款 繰越金	50,000	28
●21款 諸収入	549,836	28
東日本大震災災害援護資金貸付金借受人償還金	123,068	28
●22款 市債	1,745,900	31
矢本東小学校プール改築事業債	94,300	32
浜市小学校建設整備事業債	287,600	32
赤井南小学校大規模改修事業債	514,700	32

臨時財政対策債		361,700	32
●23款 自動車取得税交付金	1	32
3 特別会計及び事業会計の主な内容			
●国民健康保険特別会計	4,503,147	159
国民健康保険給付事業		3,251,935	172
国民健康保険事業費納付金		1,112,031	174
●後期高齢者医療特別会計	395,442	183
後期高齢者医療広域連合納付金		374,087	193
●介護保険特別会計	3,257,439	199
介護保険給付事業		2,919,060	212
●大曲浜地区土地区画整理事業特別会計	157,395	227
大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業		157,395	235
●下水道事業会計	3,583,074	237
・収益的支出			
公共下水道事業費用		1,910,375	254
農業集落排水事業費用		158,968	258
漁業集落排水事業費用		75,431	262
・資本的支出			
公共下水道事業資本的支出		1,366,246	266
(赤井排水区下水道管渠工事 (JR受託) 負担金、企業債償還金外)			
農業集落排水事業資本的支出 (企業債償還金)		70,582	268
漁業集落排水事業資本的支出 (企業債償還金)		1,472	268